

# 空港インフラへの規制のあり方について

## 説明資料

### 【目次】

第4回・第5回の審議の進め方について	1
Ⅰ テロ・ハイジャックの未然防止	2
Ⅱ 大規模災害等への対応と対処	5
Ⅲ 航空需要、利用者ニーズ等を踏まえた適切な設備投資・サービス提供	7
Ⅰ～Ⅲに係る検討事項のまとめ	10

平成20年10月9日

内閣官房  
国土交通省

## 第4回・第5回の審議の進め方について

第3回研究会において了承された「第4回以降の審議の進め方」を踏まえ、第4回・第5回の検討は以下のとおり進めることとする。

1. 空港に求められる具体的機能・責務等について以下の面から整理し、それらを踏まえ、開かれた投資環境の要請と両立する法制その他の措置（行為規制／資本規制）のあり方を検討する。

I テロ・ハイジャックの未然防止	}	第4回（第5回）
II 大規模災害等への対処		
III 航空需要、利用者ニーズ等を踏まえた適切な設備投資・サービス提供		
IV 安全保障		第5回

2. それぞれの観点については、以下の流れで検討を行う。

- (1) 成田国際空港(株)及び日本空港ビルデング(株)に求められる責務について、それぞれ整理する。
- (2) (1) に対応する現行制度について整理し、その評価を行う。
- (3) (1) (2) を踏まえ、法制その他の措置（行為規制／資本規制）のあり方について検討する。

3. これまでの議論を踏まえ、資本規制については、内外無差別性を検討の前提とする。

## I テロ・ハイジャックの未然防止

### ■テロ・ハイジャック対策に係る関係者の役割分担

- ・ 空港全体に係る保安対策、警備 …… 空港管理者
- ・ ターミナルビル等空港機能施設に係る保安対策、警備 …… 空港機能施設事業者
- ・ 旅客、貨物、航空機に係る保安対策 …… 航空会社
- ・ 制度設計、情報収集、出入国管理、事態への対応 …… 国

## 1. 成田国際空港(株)

### (1) 成田国際空港(株)に求められる責務

- 空港全体の適切な管理（不審者・不審車両の侵入防止、保安上重要な情報<sup>※</sup>の管理・保秘等）

※ 空港全体の保安体制、航空保安施設・ターミナル等各種施設の配置・設計に関する情報、政府専用機の運航スケジュール、国賓等VIPの動線等

### (2) 現行制度とその評価

(概要)

- 空港の設置者は、国土交通省令で定める保安上の基準に従って空港を管理し、また、空港保安管理規程を策定して国土交通大臣に届け出る義務〔航空法〕

(保安上の基準の具体的内容)

- ・ 立入禁止区域に境界を明確にする標識等を設置し、当該区域に人、車両等がみだりに立ち入らないよう措置
- ・ 空港で営業を行う者に対し、ハイジャック等防止措置を講じさせる義務
- ・ 空港におけるハイジャック等防止措置に関し、関係諸機関との間で必要な協議を行うための協議会を設置

(空港保安管理規程の具体的内容)

- ・ 制限区域の周囲に隙間無く立入禁止柵、センサー等を設置
- ・ 制限区域内の不定期巡回警備、ゲートにおける立哨警備等厳重な警備の実施
- ・ 制限区域への出入りに際し、電子ロックや生体認証技術の活用又は立入承認証によるチェックの実施

- 空港の管理が保安上の基準に従って行われていないと認められる場合は、国土交通大臣は、必要に応じて報告聴取、立入検査を行い、空港の全部若しくは一部の供用停止、又は保安上の基準に従って管理すべきことを命じた上で空港の設置許可を取り消すことが可能〔航空法〕

(評価)

航空保安に関する制度については、国際民間航空機関（ICAO）で策定された国際標準ルール（ICAO第17附属書）に則り、航空法体系で行為規制が制度化されている。

### (3) 完全民営化に当たっての検討事項

(a) 成田国際空港(株)が滑走路や保安施設を含め、空港全体を管理していること、  
(b) 成田空港建設に反対する過激派との緊張関係が空港開港後現在に至るまで続いており、多数の警察官によって常時警備されている特別な状況にあること等を踏まえ、我が国最大の国際拠点空港の十全な保安対策を確保する観点から、例えば以下の事項について検討を行ってはどうか。

(例) 短期的な利益追求を重視する等、保安対策に係る所要の施設整備・要員配置等に意を払わない者が株式保有を通じて経営に介入することを排除する仕組み（資本規制）は必要か。

(例) テロ・ハイジャック防止を徹底する観点から、秘匿情報にアクセスすることが適当でない認められる者が株式保有を通じて経営に介入することを排除する仕組み（資本規制）は必要か。

## 2. 日本空港ビルデング(株)

(1) 日本空港ビルデング(株)に求められる責務

- 旅客ターミナルビルの適切な管理（特に、制限区域への不審者の侵入防止、保安上重要な情報<sup>\*</sup>の管理・保秘等）

<sup>\*</sup>国賓等VIPのターミナル内動線等

## (2) 現行制度とその評価

### (概要)

- 空港機能施設事業者は、空港の設置及び管理に関して国土交通大臣が定める基本方針<sup>\*</sup>にしたがって施設を管理する義務 [空港法]

※基本方針の内容については、現在、交通政策審議会航空分科会で検討中であるが、例えば、保安検査の実施の円滑化や侵入防止対策の強化によるセキュリティの向上等を盛り込むことが考えられている。

- 空港機能施設事業が適正に行われていないと認められる場合は、国土交通大臣は、必要に応じて指導、助言、勧告等を行い、最終的には指定空港機能施設事業者の指定の取消を行うことが可能 [空港法]
- 空港の設置者は、国土交通省令で定める保安上の基準に従って空港を管理し、また、空港保安管理規程を策定して国土交通大臣に届け出る義務 [航空法]

※空港の設置者に課せられた上記義務を受ける形で、旅客ターミナル事業者は以下の措置を講じることとされている。

- ・ハイジャック防止措置を実施
- ・制限区域内の巡回警備、出入口における立哨警備等嚴重な警備の実施
- ・制限区域への出入りに際し、電子ロックや生体認証技術の活用又は立入承認によるチェックの実施

### (評価)

航空セキュリティに関する国際標準ルール（ICAO第17附属書）に則り、航空法体系で行為規制が制度化されている。

## (3) 検討事項

羽田空港の旅客ターミナルビルは、滑走路等と共に空港機能の一翼を担う公共性を有する施設であることを踏まえ、その適切な管理の観点から、例えば以下の事項について検討を行ってはどうか。

(例) 短期的な利益追求を重視する等、保安対策に係る所要の設備投資及び要員配置に意を払わない者が株式保有を通じて経営に介入することを排除する仕組み（資本規制）は必要か。

(例) テロ・ハイジャック防止の観点から、ターミナルビルに係る秘匿情報にアクセスすることが適当でないと認められる者が株式保有を通じて経営に介入することを排除する仕組み（資本規制）は必要か。

## Ⅱ 大規模災害等への対応と対処

### 1. 成田国際空港(株)

#### (1) 成田国際空港(株)に求められる責務

- ①大規模災害、航空事故発生に対する平時からの備え
- ②大規模災害又は航空事故が発生した際の的確な対応（復旧を含む）

#### (2) 現行制度とその評価

##### **大規模災害** [災害対策基本法]

- 成田国際空港(株)は、指定公共機関として以下の責務を負っている。
  - ・国が定める防災基本計画に基づき、防災業務計画を策定
  - ・災害予防のための組織整備、訓練、物資及び資材の備蓄、施設及び設備の整備・点検等を実施
  - ・災害の発生時（発生しようとしている時を含む）においては、応急措置を速やかに実施するとともに、地方行政機関の長が実施する応急措置への協力
  - ・災害発生時において、法令・防災計画に基づき、災害復旧を実施

##### **航空事故** [航空法]

- 空港の設置者は、国土交通省令で定める保安上の基準に従って空港を管理する義務  
(保安上の基準の具体的内容)
  - ・空港における航空機の火災その他の事故に対処するために必要な消火設備等を備え、事故が発生したときは、直ちに必要な措置を講じる。
- 空港の管理が保安上の基準に従って行われていないと認められる場合は、国土交通大臣は、必要に応じて報告聴取、立入検査を行い、空港の全部若しくは一部の供用停止、又は保安上の基準に従って管理すべきことを命じた上で空港の設置許可を取り消すことが可能

#### (評価)

災害対策基本法に基づく指定公共機関として、災害予防、災害発生時の応急対策、災害発生後の復旧対策まで広範な責務が課せられているほか、航空法において空港内での事故発生への対処について定められており、①・②に掲げた責務については、行為規制が制度化されていると考えられる。

### **(3) 完全民営化に当たっての検討事項**

■①及び②に掲げた責務をより円滑に果たす観点から、現行制度（行為規制）を更に強化する必要があるか。

■同様の視点から、資本規制を導入する必要があるか。

## **2. 日本空港ビルデング(株)**

### **(1) 日本空港ビルデング(株)に求められる責務**

- ①大規模災害発生に対する平時からの備え
- ②大規模災害発生時における的確な対応

### **(2) 現行制度とその評価**

法制度上の責務は特になし（羽田空港については、空港の管理者である国に対して災害対策基本法上の責務が課せられている）

### **(3) 検討事項**

■①及び②に掲げた責務をより円滑に果たす観点から、現行制度（行為規制）を更に強化する必要があるか。

■同様の視点から、資本規制を導入する必要があるか。

### Ⅲ 航空需要、利用者ニーズ等を踏まえた 適切な設備投資・サービス提供

#### 1. 成田国際空港(株)

##### (1) 成田国際空港(株)に求められる責務

- ①将来の経済社会動向等を見据えた空港全体の機能向上のための設備投資
- ②利用者、荷主、航空会社等のニーズに適応した事業運営、サービス提供
- ③国の航空政策（国際航空政策における成田空港の位置づけ、空港全体の安全確保のための施策等）との調和
- ④地域共生に配慮した空港の運営

##### (2) 現行制度とその評価（成田国際空港株式会社法）

###### （概要）

- 国土交通大臣が定める基本計画に従った空港の設置・管理
- 毎年度の事業計画の認可
- 株式又は社債の発行、資金借入れの認可
- 代表取締役等を選定・解職する決議の認可
- 重要財産の譲渡認可
- 国土交通大臣による報告徴収、立入検査及び監督命令
- 周辺地域の生活環境に対する配慮義務

等

###### （評価）

毎年度の事業計画を認可制に係らしめることで、空港の運営状況を定期的にチェックできる仕組みを確保するとともに、空港周辺地域の生活環境に対する配慮義務を負わせるなど、成田国際空港(株)に対しては、成田空港の公益性、歴史的経緯等を踏まえた行為規制が制度化されている。

国の航空政策との整合性は、上述した事業計画の認可制等を通じて図られており、最終的には国が100%出資の株主であることにより担保されている。



### (3) 完全民営化に当たっての検討事項

(a) 成田国際空港(株)が滑走路や保安施設を含め、空港全体を管理していること、  
(b) 成田空港が、我が国の経済活動及び国民生活の維持・発展に不可欠な公益性の高い社会インフラであること、(c) 空港容量の面から見ても他に同等の機能を果たし得る空港は存在しないこと、(d) 空港反対派が未だ敷地内に居住するなど完全空港化に向けてなお解決すべき課題が残っていること等を十分踏まえた上で、成田国際空港(株)が完全民営化され、成田国際空港株式会社法が廃止された場合に必要となる措置について、(1) ①-④の観点から、例えば以下の事項について検討を行うてはどうか。

(例) ■成田国際空港株式会社法に規定された現行の行為規制(以下)の扱いについて、どう考えるか。

- ・国土交通大臣が定める基本計画に従った空港の設置・管理
- ・毎年度の事業計画の認可
- ・株式又は社債の発行、資金借入れの認可
- ・代表取締役等を選定・解職する決議の認可
- ・重要財産の譲渡認可
- ・国土交通大臣による報告徴収、立入検査及び監督命令
- ・周辺地域の生活環境に対する配慮義務

■空港の設置及び管理に関して国土交通大臣が定める基本方針※との整合性をどのように確保するか。空港機能施設事業者と同様の仕組み(=指定制度)を導入すべきか。

※基本方針の内容については、現在、交通政策審議会航空分科会で検討中であるが、例えば、空港会社の運営のあり方、首都圏における空港相互間の連携のあり方等を盛り込むことが考えられている。

■短期的な利益追求のみを目的として所要の設備投資を行わない、又は、首都圏における空港容量の逼迫解消について意を払わない等、成田空港の機能維持・向上に支障を生じかねない事態を引き起こす恐れのある者が株式保有を通じて経営に介入することを排除するための仕組み(資本規制)は必要か。

■なお、公的主体による株式所有についてどう考えるか。

## 2. 日本空港ビルディング㈱

### (1) 日本空港ビルディング㈱に求められる責務

- ①将来の航空需要を見据えた旅客ターミナルビルに係る設備投資
- ②利用者及び航空会社のニーズに適応した事業運営、サービス提供
- ③国が設置・管理する羽田空港に係る各種施策との調和

### (2) 現行制度とその評価（空港法）

#### （概要）

- 空港の設置・管理に関する基本方針に従った事業運営の義務
- 旅客ターミナル利用料の上限認可
- 国土交通大臣による報告徴収、立入検査及び監督命令

等

#### （評価）

基本方針に従った事業運営を行うことが義務づけられていること、国土交通大臣が必要に応じて報告徴収等を行うことができること等、日本空港ビルディング㈱に対しては、羽田空港の公益性を踏まえた行為規制が制度化されている。

### (3) 検討事項

- 羽田空港の旅客ターミナルビルは、滑走路等と共に空港機能の一翼を担う公共性を有する施設であることにかんがみ、①～③に掲げた責務をより円滑に果たす観点から、現行制度（行為規制）を更に強化する必要性はあるか。
- 短期的な利益追求のみを目的として所要の設備投資を行わない等、旅客ターミナル機能の適切な維持に支障を生じかねない事態を引き起こす恐れのある者が株式保有を通じて経営に介入することを排除するための仕組み（資本規制）は必要か。

## I～Ⅲに係る検討事項のまとめ

### 1. 成田国際空港(株)

#### ■成田国際空港(株)に求められる責務

- ①利用者ニーズ等を的確に踏まえ、かつ、国の航空政策と調和した設備投資、事業運営、サービスの提供
- ②テロ・ハイジャックを防止するための空港全体の適切な保安対策・管理
- ③大規模災害、航空事故に対する的確な予防・対応措置の確保
- ④地域共生に配慮した空港の運営

完全民営化後の成田国際空港(株)が、上記責務を適切に果たすことができるよう、成田空港及び成田国際空港(株)に係る以下の特性 ((a)～(e)) を踏まえ、成田国際空港(株)に係る行為規制及び資本規制について、以下の諸点について検討してはどうか。

#### ■成田空港及び成田国際空港(株)に係る特性

- (a) 成田国際空港(株)が、滑走路や保安施設を含め、空港全体を管理している。
- (b) 成田空港は、我が国の経済活動及び国民生活を支える公益性の高い社会インフラである。
- (c) 空港容量等の面から見て、他に同等の機能を果たし得る空港は存在しない。
- (d) 成田空港建設に反対する過激派との緊張関係が空港開港後現在に至るまで続いており、多数の警察官によって常時警備されている特別な状況にある。
- (e) 空港反対派が未だ敷地内に居住するなど、完全空港化に向けてなお解決すべき課題が残っている。

#### ■行為規制の検討

- ・ 現行の成田国際空港株式会社法を廃止することとした場合、同法に規定されている行為規制の扱いについて、どう考えるか。緩和すべき部分、或いは強化すべき部分はあるか。
- ・ 国土交通大臣が空港の設置及び管理に関して定める基本方針との整合性を確保するための仕組みをどうするか。

## ■資本規制の検討

○以下のような観点から、資本規制は必要か。

- ・ 保安対策や利用者ニーズに対応した所要の設備投資を行わない者、首都圏における空港容量の逼迫解消について意を払わない者等が株式保有を通じて経営に介入することを排除し、もって、成田空港の機能維持・向上に支障を生じかねない事態を防止する観点
- ・ 秘匿情報にアクセスすることが適当でないと認められる者が株式保有を通じて経営に介入することを排除し、もって、テロ・ハイジャックを防止する観点
- ・ 大規模災害等への対処をより徹底する観点

○公的主体による株式所有についてどう考えるか。

## 2. 日本空港ビルディング㈱

### ■日本空港ビルディング㈱に求められる責務

- ①利用者ニーズ等を的確に踏まえ、かつ、羽田空港に係る各種施策と調和した設備投資、事業運営、サービス提供
- ②テロ・ハイジャックを防止するための旅客ターミナルビルの適切な保安対策・管理
- ③大規模災害に対する的確な予防・対応措置の確保

日本空港ビルディング㈱が、上記責務を適切に果たすことができるよう、羽田空港及び日本空港ビルディング㈱に係る以下の特性（(a)～(c)）を踏まえ、日本空港ビルディング㈱に係る行為規制及び資本規制について、以下の諸点について検討してはどうか。

### ■羽田空港及び日本空港ビルディング㈱の特性

- (a) 羽田空港については、国が滑走路や保安施設を管理し、日本空港ビルディング㈱は、旅客ターミナルビルを管理している。
- (b) 旅客ターミナルビルは、滑走路等と共に空港機能の一翼を担う公共性を有する施設である。
- (c) 日本空港ビルディング㈱は、上場済の企業である。

### ■行為規制の検討

- ・ 空港法に規定されている空港機能施設事業者に係る行為規制（平成21年4月1日施行）の内容は適切か。

### ■資本規制の検討

○以下のような観点から、資本規制は必要か。

- ・ 保安対策や利用者ニーズに対応した所要の設備投資を行わない者等が株式保有を通じて経営に介入することを排除し、もって、旅客ターミナルビルの機能維持・向上に支障を生じかねない事態を防止する観点
- ・ 秘匿情報にアクセスすることが適当でない認められる者が株式保有を通じて経営に介入することを排除し、もって、テロ・ハイジャックを防止する観点
- ・ 大規模災害等への対処をより徹底する観点